

第九十九号議案

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年二月十九日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
東京都障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三百三十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第四項ただし書中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（提案理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令（令和六年内閣府・厚生労働省令第二十号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十四号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。